

岩手県公安委員会告示第9号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり行う。

平成20年10月24日

岩手県公安委員会

委員長 元 持 勝 利

1 講習に係る警備業務の区分、日時及び場所

警備業務の区分	日 時	場 所
法第2条第1項第2号に掲げる警備業務	平成20年12月10日(水)から同月16日(火)まで(日曜日及び土曜日を除く。)。各日とも、午前9時から午後5時まで	岩手県盛岡市紺屋町2番9号 盛岡市勤労福祉会館
法第2条第1項第3号に掲げる警備業務	平成20年12月10日(水)から同月16日(火)まで(日曜日及び土曜日を除く。)。各日とも、午前9時から午後5時まで	岩手県盛岡市紺屋町2番9号 盛岡市勤労福祉会館

2 講習定員 次に掲げる警備業務の区分に応じ、それぞれ次に定める人数とする。ただし、定員に達した場合は、申込みを打ち切る。

- (1) 法第2条第1項第2号に掲げる警備業務 30人
- (2) 法第2条第1項第3号に掲げる警備業務 25人

3 受講対象者

- (1) 最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者
- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

4 受講手続

- (1) 受付期間 各講習とも、平成20年11月12日(水)から同月18日(火)まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時30分から午後5時30分までの間
- (2) 受付場所 岩手県内の警察署
- (3) 提出書類

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通（写真（申込前6月以内に撮影した無帽、正面上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ3.0センチメートルのもの）をはること。）

イ 添付書類

- (ア) 3(1)に該当する者 当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書
- (イ) 3(2)に該当する者 合格証明書の写し
- (ウ) 3(3)に該当する者 合格証明書の写し及び警備業務従事証明書
- (エ) 3(4)に該当する者 旧検定規則第8条に規定する合格証（以下「旧合格証」という。）の写し
- (オ) 3(5)に該当する者 旧合格証の写し及び警備業務従事証明書

ウ 代理人が提出する場合は、本人からの委任状

5 受講手数料 次に掲げる警備業務の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を、受講申込書提出時に、岩手県収入証紙により納付すること。

(1) 法第2条第1項第2号に掲げる警備業務 38,000円

(2) 法第2条第1項第3号に掲げる警備業務 38,000円

6 講習業務の委託 本講習は、社団法人岩手県警備業協会に委託して実施する。

7 その他

(1) 各講習とも、初日は、午前8時40分までに集合すること。

(2) 講習には、筆記用具及び印鑑を持参すること。

(3) 各講習とも、最終日に、筆記の方法による修了考査を行う。

(4) 講習の詳細については、岩手県警察本部生活安全企画課又は最寄りの警察署に問い合わせること。